

議案第42号

蟹江町水道事業水道料金等審議会条例の制定について
蟹江町水道事業水道料金等審議会条例を次のように定めるものとする。

令和7年9月2日提出

蟹江町長 横江 淳 一

蟹江町水道事業水道料金等審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、水道料金等の適正化を図るため、蟹江町水道事業水道料金等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、蟹江町水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、水道料金等について必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 蟹江町水道事業の給水区域内の給水使用者
- (4) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議を終え答申を行った日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部水道課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年蟹江町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

水道料金等審議会	
会長	日額 7,000
委員	〃 6,800

提案理由

この案を提出するのは、水道料金等の適正化を図り、必要な調査及び審議を行うには水道料金等審議会を設置する必要があるためである。